

訴 状

平成30年5月28日

岐阜地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 浮 葉 遼

同 弁護士 福 島 正 人

同 弁護士 滝 田 誠 一

同 弁護士 新 海 聡

当事者

別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償請求住民訴訟事件

訴訟物の価額 金1,600,000円也

貼用印紙額 金 13,000円也

請求の趣旨

- 1 被告は、中央電子光学株式会社及び沖電気工業株式会社に対し、連帯して、9,786万円を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、岐阜県揖斐郡揖斐川内に住居を有する者である。
- 2 被告は、大野町、池田町、揖斐川町が地方自治法284条第2項に基づいて設けた揖斐郡消防組合（以下、「組合」という。）の管理者である。

第2 事実経過

- 1 平成24年に、組合は、消防・救急デジタル無線整備事業（以下、「本件工事」とい

- う。)を指名競争入札の方法により発注した。
- 2 これに対し、中央電子光学株式会社(以下、「中央電子光学」という。)大垣支店、沖電気工業株式会社(以下、「沖電気工業」という。)岐阜支店等計5社が入札し、その結果、中央電子光学大垣支店が、1回目の入札で、4億6600万円で落札した(甲1)。
 - 3 そして、組合と中央電子光学大垣支店は、平成24年6月28日、消防・救急デジタル無線整備事業の工事請負契約(以下、「本件契約」という。)を結んだ(甲4)。

第3 本件契約の内容

- 1 請負代金 4億8930万0000円(消費税込み)(甲2)
- 2 下記に該当するときは、受注者は、発注者に対して、合わせて請負代金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない(甲3、契約約款47条の3第1項、第2項)。
 - (1) 受注者に独占禁止法違反行為による排除措置命令が確定したとき(契約約款47条の2第1項第1号)、
 - (2) 受注者に課徴金納付命令が確定したとき(同項第2号)

第4 公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令

- 1 公正取引委員会は、平成29年2月2日、本件工事の入札に関し、株式会社富士通ゼネラル(以下、「富士通ゼネラル」という。)、日本電気株式会社、沖電気工業、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気(以下「日立国際電気」という。)に独占禁止法第3条違反(以下、「本件談合」という。)があったと認定し、これら関係5社に排除措置命令(平成29年(措)第1号)を、日立国際電気を除く4社に課徴金納付命令(平成29年(納)第1号ないし4号)を行った。
- 2 上記の排除措置命令及び課徴金納付命令は、富士通ゼネラルになされたものを除き、それぞれ確定した。

第5 組合の有する債権

1 中央電子光学に対する債権

(1) 本件契約に基づく違約金請求権

ア 本件工事の入札に先立ち、沖電気工業と中央電子光学は、あらかじめ落札価格と落札者を相談して決定しており、この決定に基づき中央電子光学が落札したものである。

このことは、公正取引委員会が、「入札等において落札すべき価格は、(中略)代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定する」と認定しているところ(甲5)、中央電子光学はこの「代理店等」に該当すること、談合により本件工事の価格の公正が害されたと認定していること(甲5、6)からして、明らかである。

イ 以上の前提事実からすれば、本件契約約款47条の2第1項第1号、第2号に該当するというべきである。

契約約款47条の3第1項、第2項は、談合があると、受注者が公正な価格より

高い金額で工事を請け負い不当な利益を得、他方、発注者が損失を被ることから、その損害賠償額を予定したうえで談合をした受注者にその支払義務を科すものである。このような趣旨からすれば、排除措置命令や課徴金納付命令の名宛人となっているか否かは重要ではなく、受注者がその談合に参加していると認定されれば、47条の2第1項第1号、第2号に該当すると解釈すべきだからである。

ウ したがって、組合は、中央電子光学に対し、請負代金額の10分の2である9786万円の違約金請求権を有する（契約約款47条の3第1項、第2項）。

(2) 不法行為に基づく損害賠償請求権

ア (1) ア記載の通り、中央電子光学は、沖電気工業と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として、不法行為責任を負う。

イ 当該不法行為によって組合が被った損害額

契約約款47条の3第1項、第2項所定の定めは、損害賠償額の予定の規定（民法420条1項）と解すべきであるから、当該不法行為によって組合が被った損害額は、請負代金額の10分の2である。

ウ したがって、組合は、中央電子光学に対して、請負代金額の10分の2である9786万円の損害賠償請求権を有する。

2 沖電気工業に対する債権

(1) 沖電気工業は、排除措置命令及び課徴金納付命令の名宛人であって、まさしく談合の当事者として独占禁止法違反行為を行っていた者である。そのため、中央電子光学と同様、組合に対して不法行為責任を負う（中央電子光学とは、共同不法行為となる）。

(2) そして、沖電気工業は、中央電子光学との共同不法行為により組合に損害を与えたのだから、沖電気工業が組合に与えた損害額は、中央電子光学と同様に9786万円である。

(3) したがって、組合は、沖電気工業に対して、9786万円の損害賠償請求権を有する。

第6 住民監査請求

原告は、平成30年3月5日、組合が中央電子光学及び沖電気工業に対して上述の債権の請求を怠っているとして住民監査請求を提起したが、平成30年5月1日付けで棄却された（甲7）。

第7 結論

以上の通り、組合は、中央電子光学及び沖電気工業に対して上述の債権を有しているにも関わらず、請求を怠っている。よって、地方自治法242条の2第1項第4号本文、第2項第1号に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める次第である。

証拠方法

別紙証拠説明書記載の通り

添付書類

甲号証の写し
委任状

各1通
1通